

大阪国際空港周辺都市対策協議会 運動方針（案） 新旧対照表 2025 年 5 月 15 日

	令和 7 年度運動方針（案）	令和 6 年度運動方針
1	本協議会は 1964 年の設立以来、大阪国際空港（以下「本空港」という。）における安全・環境対策の推進を求め、加えて空港と地域の共存を目指した運動に取り組んできた。	本協議会は 1964 年の設立以来、大阪国際空港（以下「本空港」という。）における安全・環境対策の推進を求め、加えて空港と地域の共存を目指した運動に取り組んできた。
2	<u>2024 年の日本人の延べ国内旅行者数は〇人とコロナ禍前に〇％及ばない状況であるが、インバウンドは好調で訪日外国人数は〇人とコロナ禍前の〇％となっており、関西国際空港の旅客数は約 1,892 万人と過去最高を記録している。大阪・関西万博（以下「万博」という。）が開催される中、本空港は関西の玄関口の 1 つとして国内外から訪れる多くの利用者で賑わいを見せているが、2024 年旅客数は約 1,516 万人とコロナ禍前と比較して 9 割程度の状況が続いている。今後の関西の成長を見据えて、本空港においても、コロナ禍後の利用客の行動変容を踏まえた空港運営が模索されている。</u> ※… 総会開催時点の数値で入力予定	<u>新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）による影響が収束し、社会経済活動が正常化する中、国は、観光立国推進基本計画において「国内交流拡大戦略」「インバウンド回復戦略」などを基本方針に定め、国内旅行消費額 22 兆円や、訪日外国人旅行者数の 2019 年水準超えなどを目標に掲げている。2023 年の日本人国内旅行消費額は 21 兆 9,101 億円と政府目標に迫る勢いであるほか、関西国際空港における月別外国人旅客数は 2024 年 2 月以降、2019 年を上回る状況が続いている。国内外の移動の拡大に伴い航空需要の回復が進む中、本空港においても、2023 年度の発着回数はすでにコロナ禍前の 2019 年度と同水準まで回復した。一方で、旅客数は前年度比 114％の 1,479 万人に達したものの、2019 年の水準には約 1 割及ばない状況が続いている。2025 年大阪・関西万博（以下「万博」という。）の開催及びその後の関西の成長を見据えて、本空港においても、コロナ禍後の利用客の行動変容を踏まえた空港運営が模索されている。</u>
3	関西 3 空港の今後については、2019 年 5 月の関西 3 空港懇談会において、関西の成長機会を確実に捉えるとともに首都圏空港との競争力を確保する観点から整理された 3 空港のあり方に従い <u>取組が進められてきた。その成果として、2025 年 3 月の関西国際空港の第 1 ターミナルグランドオープン、4 月の神戸空港の新ターミナル供用開始及び国際チャーター便の運用開始など、当初計画に沿った機能強化が実現した。</u> その一方で本空港は、国際線及び国内長距離路線に係る規制のため、需要に合わせた柔軟な路線設定ができない。そのため、本協議会構成市域に所在する学校で、修学旅行の際に希望どおりに本空港を利用できない不便が生じている。 <u>環境対策との両立を図りながら、都市型空港としての利点を十分に活かすことも課題となっている。</u>	関西 3 空港の今後については、2019 年 5 月の関西 3 空港懇談会において、関西の成長機会を確実に捉えるとともに首都圏空港との競争力を確保する観点から整理された 3 空港のあり方に従い、 <u>関西国際空港の容量拡張、神戸空港の国際便運用や国内線発着枠拡大に向けて、当初計画に沿った取組が進められている。2023 年には、国土交通省から示された容量拡張等に伴う飛行経路見直し案に対して、大阪府・兵庫県・和歌山県が共同で設置した学識経験者で構成される環境検証委員会による検証が始められ、2024 年の関西 3 空港懇談会において新経路案の導入が合意された。</u> その一方で本空港は、国際線及び国内線の長距離路線に係る規制のため、航空会社による需要に合わせた柔軟な路線設定ができない。そのため、本協議会構成市域に所在する学校で、修学旅行の際に希望どおりに本空港を利用できない不便が生じる <u>状況が見られる。引き続き長距離路線に対する騒音対策を講じながら、都市型空港としての利点を十分に活かすことも必要となる。</u>
4	併せて、南海トラフ巨大地震等の大規模災害への備えも課題となる中、3 空港がこれまで以上に連携・補完できるように、第 9 回関西 3 空港懇談会で合意された発災時の 3 空港相互支援体制の構築の進展が必要である。	併せて、南海トラフ巨大地震等の大規模災害への備えも課題となる中、3 空港がこれまで以上に連携・補完できるように、第 9 回関西 3 空港懇談会で合意された発災時の 3 空港相互支援体制の構築の進展が必要である。
5	本空港においては、これまで大きな事故もなく、騒音の発生源対策として中・大型機の新鋭低騒音機への更新も進み、使用機材の大多数が低騒音機となるなど、安全と環境に配慮した運営が行われている。その結果、騒音値は低減してきたものの、未だ環境基準を達成していない地域もある。他方、 <u>昨年</u> 1 月には、羽田空港において、航空の安全・安心に対する信頼を揺るがしかねない重大な事故が発生した。この事故を受け、 <u>航空の安全・安心の確保に向けた対策が見直され、管制業務の体制強化や滑走路誤進入に係る注意喚起システムの強化など、本空港を含めた主要空港を中心に様々な対策が実施されている。そのような中、航空会社の遵法意識に欠ける事案や、人命に関わる国外の航空事故も報じられている。</u>	本空港においては、これまで大きな事故もなく、騒音の発生源対策として中・大型機の新鋭低騒音機への更新も進み、使用機材の大多数が低騒音機となるなど、安全と環境に配慮した運営が行われている。その結果、騒音値は低減してきたものの、未だ環境基準を達成していない地域もある。他方、 <u>今年</u> 1 月には、羽田空港において、航空の安全・安心に対する信頼を揺るがしかねない重大な事故も発生している。この事故を受け、 <u>管制機関及び航空事業者等への基本動作の徹底が指示されたほか、本空港においても管制官による監視体制が強化されるなど、航空の安全・安心の確保に向けてさらなる対策が講じられている。</u>
6	また、遅延便については、航空会社等により発生抑制に向けた取組が行われているものの、近	また、遅延便については、航空会社等により発生抑制に向けた取組が行われ、 <u>定時運航率で世</u>

	令和 7 年度運動方針（案）	令和 6 年度運動方針
	年、気候変動による悪天候の影響を受け、<u>一昨年度 116 件、昨年度 133 件</u>と高水準の発生状況が続いている。気候変動が運航に及ぼす影響は大きく、遅延便の発生抑制は容易ではないものの、空港運営者や航空会社等により検討が重ねられ、<u>2025 年 4 月から新たな遅延便対策が導入された。今後は、新たな対策の効果も検証しながら、定時運航率世界一の奪還に向けて引き続き遅延便発生抑制に向けた取組が望まれる。</u>	<u>界一となるなど成果が現れているものの、</u>近年、気候変動による悪天候の影響を受け、<u>一昨年度には 132 件、昨年度は 116 件</u>と高水準の発生状況が続いている。気候変動が運航に及ぼす影響は大きく、遅延便の発生抑制は容易ではないものの、空港運営者や航空会社等により検討を重ねながら、<u>保安検査場締切時間の繰り上げや離陸までの航空機動線の見直し等により運用を効率化するなど、様々な対策が行われている。</u> <u>エコエアポートの分野においては、2021 年 11 月に関西エアポート株式会社（以下「関西エアポート」という。）が一体的に運用する 3 空港が空港カーボン認証レベル 4 を取得したことに加え、昨年 12 月には、制度創設以降初となる「空港脱炭素化推進計画」の認定を受けるなど、脱炭素社会実現に向けた取組が着実に進展している。</u>
7	以上のように、変化する社会経済情勢の下、本協議会としては、存続協定に則り、引き続き安全・安心の確保及び騒音をはじめとする環境対策に万全を期すよう強く要望するとともに、本空港が我が国有数の基幹空港として時代の要請に応え、地域と調和しつつ、地域の活力向上にも資するよう、その機能の活用と利用者利便の確保・向上を目指さなければならない。	以上のように、変化する社会経済情勢の下、本協議会としては、存続協定に則り、引き続き安全・安心の確保及び騒音をはじめとする環境対策に万全を期すよう強く要望するとともに、本空港が我が国有数の基幹空港として時代の要請に応え、地域と調和しつつ、地域の活力向上にも資するよう、その機能の活用と利用者利便の確保・向上を目指さなければならない。
8	そこで、本年度の運動方針として、下記事項の推進を国土交通省（以下「国」という。）、新関西国際空港株式会社（以下「新関空会社」という。）、関西エアポート及び各航空会社に強く求め、引き続き、本空港の安全・環境対策等の確実な実施について注視するとともに、利用者利便の向上に向けて活動する。 （※前文のみ下線省略）	そこで、本年度の運動方針として、下記事項の推進を国土交通省（以下「国」という。）、新関西国際空港株式会社（以下「新関空会社」という。）、関西エアポート及び各航空会社に強く求め、引き続き、本空港の安全・環境対策等の確実な実施について注視するとともに、利用者利便の向上に向けて活動する。 （※前文のみ下線省略）
	記 ＜国土交通省＞ 1. 運航、整備及び管制を含めた航空における安全・安心の確保には最優先に取り組み、事故・トラブルを皆無とすること。 2. 航空機騒音の発生源対策を充実し、環境基準の達成に向けて不断の努力を行うとともに、万全な安全・環境対策が実施されるよう、新関空会社及び関西エアポートを指導・監督すること。 3. 空港周辺対策の充実・推進について新関空会社及び関西エアポートを指導・監督すること。 4. 本空港における安全・環境にかかる事項については、本協議会との確認書(平成 23 年 2 月 18 日締結)に基づく協議の場(以下「協議の場」という。)を適宜開催し、協議すること。 5. 「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（以下「経営統合法」という。）」の趣旨に沿って、新関空会社及び関西エアポートが本空港を適切かつ有効に活用できるよう環境を整えること。	記 ＜国土交通省＞ 1. 運航、整備及び管制を含めた航空における安全・安心の確保には最優先に取り組み、事故・トラブルを皆無とすること。 2. 航空機騒音の発生源対策を充実し、環境基準の達成に向けて不断の努力を行うとともに、万全な安全・環境対策が実施されるよう、新関空会社及び関西エアポートを指導・監督すること。 3. 空港周辺対策の充実・推進について新関空会社及び関西エアポートを指導・監督すること。 4. 本空港における安全・環境にかかる事項については、本協議会との確認書(平成 23 年 2 月 18 日締結)に基づく協議の場(以下「協議の場」という。)を適宜開催し、協議すること。 5. 「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（以下「経営統合法」という。）」の趣旨に沿って、新関空会社及び関西エアポートが本空港を適切かつ有効に活用できるよう環境を整えること。

令和 7 年度運動方針（案）	令和 6 年度運動方針
6. 「空港の設置及び管理に関する基本方針（平成 20 年国土交通省告示第 1504 号）」及び「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針（平成 24 年国土交通省告示第 738 号）（以下「経営統合法の基本方針」という。）」を利用者ニーズ及び発災時の関西 3 空港相互支援体制の構築を踏まえた内容に見直すこと。 ＜新関西国際空港株式会社＞ 1. 本空港における安全・環境対策について、関西エアポートが万全を期すよう、関西エアポートに対するモニタリングを徹底すること。 2. 本空港における安全・環境にかかる事項については、「協議の場」において、協議すること。 3. 国が推進している観光先進国の実現や利便性の高い都市型空港としての本空港の特性及び利用者ニーズを踏まえ、関西エアポートが本空港をより適切かつ有効に活用するよう、関西エアポートに対するモニタリングを徹底すること。 4. 空港機能の高質化をはかるとともに、空港と地域の調和及び地域の活力向上のため、関西エアポートが周辺自治体の進める「まちづくり」に寄与するよう、関西エアポートに対するモニタリングを徹底すること。また、空港法第 14 条に規定する協議会を設置すること。 5. 経営統合法第 2 条第 5 項により同法第 34 条に規定する協議会を開催する場合には、本協議会に情報提供を適時適切に行うこと。 ＜関西エアポート株式会社＞ 1. 本空港における安全・環境対策について、万全を期すこと。 2. 本空港における安全・環境にかかる事項については、「協議の場」において、協議すること。 3. 国が推進している観光先進国の実現や利便性の高い都市型空港としての本空港の特性及び利用者ニーズを踏まえ、本空港をより適切かつ有効に活用すること。 4. 空港機能の高質化をはかるとともに、空港と地域の調和及び地域の活力向上につながるよう、周辺自治体が進める「まちづくり」に寄与すること。また、空港法第 14 条に規定する協議会の設置をはかること。 5. 本空港の運営事業を進めるにあたっては、本協議会に情報提供を適時適切に行うとともに、本協議会と十分協議すること。 6. 地域との調和をはかるためにも、関西 3 空港の役割分担やあり方のほか、「経営統合法の基本方針」の見直しを検討する際には、本協議会に情報提供を適時適切に行うとともに、本協議会と十分協議すること。 ＜航空会社＞ 1. 本空港における安全・環境対策について、万全を期すこと。	6. 「空港の設置及び管理に関する基本方針（平成 20 年国土交通省告示第 1504 号）」及び「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針（平成 24 年国土交通省告示第 738 号）（以下「経営統合法の基本方針」という。）」を利用者ニーズ及び発災時の関西 3 空港相互支援体制の構築を踏まえた内容に見直すこと。 ＜新関西国際空港株式会社＞ 1. ^①<u>これまで国及び関係機関が実施してきた</u>本空港における安全・環境対策について、関西エアポートが万全を期すよう、関西エアポートに対するモニタリングを徹底すること。 2. 本空港における安全・環境にかかる事項については、「協議の場」において、協議すること。 3. 国が推進している観光先進国の実現や利便性の高い都市型空港としての本空港の特性及び利用者ニーズを踏まえ、関西エアポートが本空港をより適切かつ有効に活用するよう、関西エアポートに対するモニタリングを徹底すること。 4. 空港機能の高質化をはかるとともに、空港と地域の調和及び地域の活力向上のため、関西エアポートが周辺自治体の進める「まちづくり」に寄与するよう、関西エアポートに対するモニタリングを徹底すること。また、空港法第 14 条に規定する協議会を設置すること。 5. 経営統合法第 2 条第 5 項により同法第 34 条に規定する協議会を開催する場合には、本協議会に情報提供を適時適切に行うこと。 ＜関西エアポート株式会社＞ 1. ^①<u>これまで国及び関係機関が実施してきた</u>本空港における安全・環境対策について、万全を期すこと。 2. 本空港における安全・環境にかかる事項については、「協議の場」において、協議すること。 3. 国が推進している観光先進国の実現や利便性の高い都市型空港としての本空港の特性及び利用者ニーズを踏まえ、本空港をより適切かつ有効に活用すること。 4. 空港機能の高質化をはかるとともに、空港と地域の調和及び地域の活力向上につながるよう、周辺自治体が進める「まちづくり」に寄与すること。また、空港法第 14 条に規定する協議会の設置をはかること。 5. 本空港の運営事業を進めるにあたっては、本協議会に情報提供を適時適切に行うとともに、本協議会と十分協議すること。 6. 地域との調和をはかるためにも、関西 3 空港の役割分担やあり方のほか、「経営統合法の基本方針」の見直しを検討する際には、本協議会に情報提供を適時適切に行うとともに、本協議会と十分協議すること。 ＜航空会社＞ 1. 本空港における安全・環境対策について、万全を期すこと。

令和 7 年度運動方針（案）	令和 6 年度運動方針
2. 利便性の高い都市型空港としての本空港の特性や利用者ニーズを踏まえ、本空港をより適切かつ有効に活用すること。 運動方針にかかる具体的要望事項 <国土交通省> 1. 航空における安全・安心の確保 昨今の航空事故や重大インシデントの発生等は、航空の安全・安心の基本を揺るがすものであり、改めて、航空の安全・安心の取組の強化が必要である。 (1) 航空機の安全基準の強化をはかること。 (2) 機材の計画的な更新を促し、安全性の向上をはかること。 (3) 運航と整備における機材不具合・ヒューマンエラー等による事故・トラブルを未然に防止するため、航空会社に対する適確な監査と航空管制業務等の安全性向上の推進をはかること。 (4) 目指すべき将来の航空交通システムの構築の推進をはかるとともに、航空保安システムの機能を保持するための整備を充実させること。 (5) 航空機からの落下物については、「落下物対策総合パッケージ」における対策を確実に実行するよう航空会社を指導・監督すること。 2. 発生源対策 新鋭低騒音機の積極的な導入を航空会社に促すなど、環境基準の達成に向け、航空機騒音の低減のための不断努力が必要である。 (1) 新鋭低騒音機の積極的な導入促進策により計画的な騒音軽減をはかること。 (2) 騒音軽減運航を推進するとともに、逆発着対策の具体化について、早期に本協議会と協議すること。 3. 空港周辺対策 空港周辺対策については、現状に即した対策とするため、周辺自治体の意向に沿った取組を進める必要がある。 (1) 民家・教育施設等の防音対策 実態に即した助成策を検討・実施すること。 (2) 周辺整備対策 都市計画緑地の整備等地域整備につながる事業を速やかに推進するため、必要な措置を講じること。	2. 利便性の高い都市型空港としての本空港の特性や利用者ニーズを踏まえ、本空港をより適切かつ有効に活用すること。 運動方針にかかる具体的要望事項 <国土交通省> 1. 航空における安全・安心の確保 昨今の航空事故や重大インシデントの発生等は、航空の安全・安心の基本を揺るがすものであり、改めて、航空の安全・安心の取組の強化が必要である。 (1) 航空機の安全基準の強化をはかること。 (2) 機材の計画的な更新を促し、安全性の向上をはかること。 (3) 運航と整備における機材不具合・ヒューマンエラー等による事故・トラブルを未然に防止するため、航空会社に対する適確な監査と航空管制業務等の安全性向上の推進をはかること。 (4) 目指すべき将来の航空交通システムの構築の推進をはかるとともに、航空保安システムの機能を保持するための整備を充実させること。 (5) 航空機からの落下物については、「落下物対策総合パッケージ」における対策を確実に実行するよう航空会社を指導・監督すること。 2. 発生源対策 新鋭低騒音機の積極的な導入を航空会社に促すなど、環境基準の達成に向け、航空機騒音の低減のための不断努力が必要である。 (1) 新鋭低騒音機の積極的な導入促進策により計画的な騒音軽減をはかること。 (2) 騒音軽減運航を推進するとともに、逆発着対策の具体化について、早期に本協議会と協議すること。 3. 空港周辺対策 空港周辺対策については、現状に即した対策とするため、周辺自治体の意向に沿った取組を進める必要がある。 (1) 民家・教育施設等の防音対策 実態に即した助成策を検討・実施すること。 (2) 周辺整備対策 都市計画緑地の整備等地域整備につながる事業を速やかに推進するため、必要な措置を講じること。

令和 7 年度運動方針（案）	令和 6 年度運動方針
（3）共同利用施設の助成策 除却及び維持管理費等に対する新規助成や建替時の既存制度の拡充について実態に即した助成策を講じること。 4．協議の場について 「協議の場」については、本協議会の要請も踏まえ、適切に開催し協議するとともに、予め実務担当者による協議を行うこと。 5．空港機能の活用 本空港は国及び地域の貴重な資源である。神戸空港の国際線運用^②<u>及び関西国際空港と神戸空港の発着回数の拡大に向けた新飛行ルートの運用が開始されたことも踏まえ</u>、3 空港の最大活用に向けて、本空港の利便性を向上させるとともに、地域振興につながる取組を進めることが必要である。 （1）空港の利便性向上 ① 国際チャーター便、国内長距離路線、生活路線を含めた航空ネットワークの充実等により、利用者利便の向上をはかること。^③<u>特に、国内長距離路線については、本空港の利用者ニーズや就航路線の維持の観点から、その可能性を積極的に検討すること。</u> ② 関西 3 空港への交通アクセス整備を促進し、空港間連携をはかることにより、利用者利便の向上を目指すこと。 （2）地域振興 ① 関西全体の発展をはかる観点から、地域経済の振興に結びつくような総合的な支援を行うこと。 ② 空港と地域の調和ある発展を目指すため、各都市の個性・魅力を活かした周辺自治体が進める「まちづくり」を支援すること。 6．空港分野の脱炭素化 「大阪国際空港脱炭素化推進計画」を推進するため、新関空会社及び空港内事業者等^⑤<u>を支援すること。</u> 7．指導・監督 国は、存続協定に則った本空港の安全・環境対策や経営統合法等の趣旨に沿ったその活用とともに、遅延便対策について、新関空会社及び関西エアポートに対し、指導・監督する立場として取組を行うことが必要である。 （1）安全・環境対策には万全を期すよう、新関空会社及び関西エアポートを指導・監督すること。	（3）共同利用施設の助成策 除却及び維持管理費等に対する新規助成や建替時の既存制度の拡充について実態に即した助成策を講じること。 4．協議の場について 「協議の場」については、本協議会の要請も踏まえ、適切に開催し協議するとともに、予め実務担当者による協議を行うこと。 5．空港機能の活用 本空港は国及び地域の貴重な資源である。<u>2025 年の万博開催を控え</u>、神戸空港の国際線運用<u>可能性が関西 3 空港懇談会において合意されたことを受け</u>、3 空港の最大活用に向けて、本空港の利便性を向上させるとともに、地域振興につながる取組を進めることが必要である。 （1）空港の利便性向上 ① 国際チャーター便、国内長距離路線、生活路線を含めた航空ネットワークの充実等により、利用者利便の向上をはかること。 ② 関西 3 空港への交通アクセス整備を促進し、空港間連携をはかることにより、利用者利便の向上を目指すこと。 （2）地域振興 ① 関西全体の発展をはかる観点から、地域経済の振興に結びつくような総合的な支援を行うこと。 ② 空港と地域の調和ある発展を目指すため、^④<u>万博等における観光誘客を含めて</u>各都市の個性・魅力を活かした周辺自治体が進める「まちづくり」を支援すること。 6．空港分野の脱炭素化 「大阪国際空港脱炭素化推進計画」を推進するため、新関空会社及び空港内事業者等への支援を<u>さらに充実</u>すること。 7．指導・監督 国は、存続協定に則った本空港の安全・環境対策や経営統合法等の趣旨に沿ったその活用とともに、^⑥<u>近年増加傾向にある</u>遅延便対策について、新関空会社及び関西エアポートに対し、指導・監督する立場として取組を行うことが必要である。 （1）安全・環境対策には万全を期すよう、新関空会社及び関西エアポートを指導・監督すること。

令和 7 年度運動方針（案）	令和 6 年度運動方針
（２） 経営統合法の趣旨に沿って、本空港を適切かつ有効に活用するよう、新関空会社及び関西エアポートを指導・監督すること。また、新関空会社及び関西エアポートが本空港を適切かつ有効に活用できるよう環境を整備すること。 ８．「空港の設置及び管理に関する基本方針」及び「経営統合法の基本方針」の見直し 我が国の航空を取り巻く状況の変化及び発災時の空港相互支援体制の必要性に鑑み、本空港の適切かつ有効な活用に資するよう「空港の設置及び管理に関する基本方針」及び「経営統合法の基本方針」を見直すこと。また、見直しにあたっては、周辺自治体の意向を反映したものとなるよう、本協議会と協議すること。 ＜新関西国際空港株式会社＞ １．運航における安全・安心の確保 新関空会社は本空港の設置管理者として、運航と整備における機材不具合・ヒューマンエラー等による事故・トラブルを未然に防止するため、関西エアポートに対するモニタリングを徹底すること。 ２．発生源対策 低騒音機の導入を促す着陸料の設定、航空機騒音の監視、飛行経路や滑走路の使用割合の改善等の取組が関西エアポートにより航空会社と連携して進められている。今後も環境基準の達成に向け、航空機騒音の低減のための不断の努力を続けることが必要であることから、関西エアポートに対する具体的要望事項についてモニタリングを徹底すること。 ３．空港周辺対策 空港周辺対策については、引き続き現行制度を維持するとともに、周辺自治体等の意向に沿った対応を行うことが必要であることから、関西エアポートに対する具体的要望事項についてモニタリングを徹底すること。 ４．協議の場について 本協議会の要請も踏まえ、「協議の場」において協議を行うこと。また、予め実務担当者による協議を行うこと。 ５．空港機能の高質化と活用 本空港は国が推進する観光先進国の実現に資するインフラであるとともに、地域の貴重な資源である。空港法第 14 条に規定する協議会の設置などにより本空港の利便性を向上させるとともに、地域振興につながる取組を進めることが必要であることから、関西エアポート	（２） 経営統合法の趣旨に沿って、本空港を適切かつ有効に活用するよう、新関空会社及び関西エアポートを指導・監督すること。また、新関空会社及び関西エアポートが本空港を適切かつ有効に活用できるよう環境を整備すること。 ８．「空港の設置及び管理に関する基本方針」及び「経営統合法の基本方針」の見直し 我が国の航空を取り巻く状況の変化及び発災時の空港相互支援体制の必要性に鑑み、本空港の適切かつ有効な活用に資するよう「空港の設置及び管理に関する基本方針」及び「経営統合法の基本方針」を見直すこと。また、見直しにあたっては、周辺自治体の意向を反映したものとなるよう、本協議会と協議すること。 ＜新関西国際空港株式会社＞ １．運航における安全・安心の確保 新関空会社は本空港の設置管理者として、運航と整備における機材不具合・ヒューマンエラー等による事故・トラブルを未然に防止するため、関西エアポートに対するモニタリングを徹底すること。 ２．発生源対策 低騒音機の導入を促す着陸料の設定、航空機騒音の監視、飛行経路や滑走路の使用割合の改善等の取組が関西エアポートにより航空会社と連携して進められている。今後も環境基準の達成に向け、航空機騒音の低減のための不断の努力を続けることが必要であることから、関西エアポートに対する具体的要望事項についてモニタリングを徹底すること。 ３．空港周辺対策 空港周辺対策については、引き続き現行制度を維持するとともに、周辺自治体等の意向に沿った対応を行うことが必要であることから、関西エアポートに対する具体的要望事項についてモニタリングを徹底すること。 ４．協議の場について 本協議会の要請も踏まえ、「協議の場」において協議を行うこと。また、予め実務担当者による協議を行うこと。 ５．空港機能の高質化と活用 本空港は国が推進する観光先進国の実現に資するインフラであるとともに、地域の貴重な資源である。空港法第 14 条に規定する協議会の設置などにより本空港の利便性を向上させるとともに、地域振興につながる取組を進めることが必要であることから、関西エアポート

令和 7 年度運動方針（案）	令和 6 年度運動方針
に対する具体的要望事項についてモニタリングを徹底すること。 6．経営統合法第 34 条に規定する協議会について 経営統合法第 2 条第 5 項により同法第 34 条に規定する協議会を開催する場合には、速やかに本協議会にその旨情報提供を行うこと。また、議事内容について、本協議会に情報提供を適時適切に行うこと。 7．空港の脱炭素化について 本空港の空港管理者として、空港の脱炭素化の実現に向けて、「大阪国際空港脱炭素化推進計画」における目標達成に向けた取組を推進すること。 ＜関西エアポート株式会社＞ 1．運航における安全・安心の確保 運航と整備における機材不具合・ヒューマンエラー等による事故・トラブルを未然に防止するため、航空会社に対し必要な措置を講じるよう求めること。 2．発生源対策 低騒音機の導入、航空機騒音の監視及び飛行経路・滑走路使用割合等の改善が航空会社と連携して進められている。今後も環境基準の達成に向け、航空機騒音の低減のための不断の努力を続けることが必要である。 （1）新鋭低騒音機の積極的な導入促進策により計画的な騒音軽減をはかること。 （2）騒音軽減運航を推進するとともに、逆発着対策の具体化について、早期に本協議会と協議すること。 （3）航空機騒音の監視等を通じて適切に設定した飛行経路及び使用滑走路を航空会社に遵守させるとともに、騒音監視体制を維持すること。 （4）航空機騒音の監視を継続するとともに、その結果及び必要な対応策については、本協議会に報告及び協議すること。 （5）運用時間の遵守を前提として、遅延便の発生抑制対策^⑦<u>について継続して取組を実施するとともに、夜間騒音抑制料を活用した新たな空港周辺対策について、本協議会と協議すること。</u> 3．空港周辺対策 空港周辺対策については、引き続き現行制度を維持するとともに、周辺自治体等の意向に沿った対応を行うことが必要である。 （1）民家・教育施設等の防音対策 従来どおり、必要とされる事業量に見合った予算を確保すること。	に対する具体的要望事項についてモニタリングを徹底すること。 6．経営統合法第 34 条に規定する協議会について 経営統合法第 2 条第 5 項により同法第 34 条に規定する協議会を開催する場合には、速やかに本協議会にその旨情報提供を行うこと。また、議事内容について、本協議会に情報提供を適時適切に行うこと。 7．空港の脱炭素化について 本空港の空港管理者として、空港の脱炭素化の実現に向けて、「大阪国際空港脱炭素化推進計画」における目標達成に向けた取組を推進すること。 ＜関西エアポート株式会社＞ 1．運航における安全・安心の確保 運航と整備における機材不具合・ヒューマンエラー等による事故・トラブルを未然に防止するため、航空会社に対し必要な措置を講じるよう求めること。 2．発生源対策 低騒音機の導入、航空機騒音の監視及び飛行経路・滑走路使用割合等の改善が航空会社と連携して進められている。今後も環境基準の達成に向け、航空機騒音の低減のための不断の努力を続けることが必要である。 （1）新鋭低騒音機の積極的な導入促進策により計画的な騒音軽減をはかること。 （2）騒音軽減運航を推進するとともに、逆発着対策の具体化について、早期に本協議会と協議すること。 （3）航空機騒音の監視等を通じて適切に設定した飛行経路及び使用滑走路を航空会社に遵守させるとともに、騒音監視体制を維持すること。 （4）航空機騒音の監視を継続するとともに、その結果及び必要な対応策については、本協議会に報告及び協議すること。 （5）運用時間の遵守を前提とし<u>つつ、さらなる</u>遅延便の発生抑制対策<u>を示し、その対策を講じる</u><u>こと。</u> 3．空港周辺対策 空港周辺対策については、引き続き現行制度を維持するとともに、周辺自治体等の意向に沿った対応を行うことが必要である。 （1）民家・教育施設等の防音対策 従来どおり、必要とされる事業量に見合った予算を確保すること。

令和 7 年度運動方針（案）	令和 6 年度運動方針
（２）移転補償対策 移転補償の実施にあたっては、移転者の実態に配慮した運用をはかること。 （３）周辺整備対策 ① 都市計画緑地の整備等地域整備につながる事業を速やかに推進するため、必要な措置を講じること。 ② 地元関係者の意向を踏まえた移転跡地の有効活用をはかるための必要な措置を講じること。 ③ 周辺自治体が進めるまちづくり計画の策定・実施に寄与すること。 （４）共同利用施設の助成策 除却及び維持管理費等に対する新規助成や建替時の既存制度の拡充について実態に即した助成策を講じること。 （５）周辺環境対策 周辺環境対策事業について、<u>既存</u>の制度を引き続き維持するとともに、新規事業についても柔軟に対応すること。 ４．協議の場について 本協議会の要請も踏まえ、「協議の場」において協議を行うこと。また、予め実務担当者による協議を行うこと。 ５．空港機能の高質化と活用 本空港は国が推進する観光先進国の実現に資するインフラであるとともに、地域の貴重な資源である。本空港の利便性を向上させるとともに、地域振興につながる取組を進めることが必要である。 （１）空港の利便性向上 ① 国際チャーター便、国内長距離路線、生活路線を含めた航空ネットワークの充実等により、利用者利便の向上をはかること。^③<u>特に、国内長距離路線については、本空港の利用者ニーズや就航路線の維持の観点から、その可能性を積極的に検討すること。</u> ② 関西 3 空港への交通アクセス整備を促進し、空港間連携をはかることにより、利用者利便の向上を目指すこと。 ③ 国際便の就航可能性について、本協議会と十分協議すること。 （２）空港及び関連施設の整備 ① 地震等大規模災害時に緊急輸送の拠点となる空港としての防災機能を強化すること。 ② 空港ターミナルビルや空港内用地等の有効活用にあたっては、周辺自治体と十分に協議すること。	（２）移転補償対策 移転補償の実施にあたっては、移転者の実態に配慮した運用をはかること。 （３）周辺整備対策 ① 都市計画緑地の整備等地域整備につながる事業を速やかに推進するため、必要な措置を講じること。 ② 地元関係者の意向を踏まえた移転跡地の有効活用をはかるための必要な措置を講じること。 ③ 周辺自治体が進めるまちづくり計画の策定・実施に寄与すること。 （４）共同利用施設の助成策 除却及び維持管理費等に対する新規助成や建替時の既存制度の拡充について実態に即した助成策を講じること。 （５）周辺環境対策 ^①<u>これまで国及び関係機関が実施してきた</u>周辺環境対策事業について、制度を引き続き維持するとともに、新規事業についても柔軟に対応すること。 ４．協議の場について 本協議会の要請も踏まえ、「協議の場」において協議を行うこと。また、予め実務担当者による協議を行うこと。 ５．空港機能の高質化と活用 本空港は国が推進する観光先進国の実現に資するインフラであるとともに、地域の貴重な資源である。本空港の利便性を向上させるとともに、地域振興につながる取組を進めることが必要である。 （１）空港の利便性向上 ① 国際チャーター便、国内長距離路線、生活路線を含めた航空ネットワークの充実等により、利用者利便の向上をはかること。 ② 関西 3 空港への交通アクセス整備を促進し、空港間連携をはかることにより、利用者利便の向上を目指すこと。 ③ 国際便の就航可能性について、本協議会と十分協議すること。 （２）空港及び関連施設の整備 ① 地震等大規模災害時に緊急輸送の拠点となる空港としての防災機能を強化すること。 ② 空港ターミナルビルや空港内用地等の有効活用にあたっては、周辺自治体と十分に協議すること。

令和 7 年度運動方針（案）	令和 6 年度運動方針
③ ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した施設の整備を引き続き推進すること。 ④ 地域環境との調和を目指すエコエアポート、とりわけ「大阪国際空港脱炭素化推進計画」における目標達成に向けた取組を着実に実施すること。 （3）地域振興 ① 関西全体の発展をはかる観点から、地域経済の振興に寄与すること。 ② 空港と地域の調和ある発展を目指すため、各都市の個性・魅力をいかした「まちづくり」に寄与すること。 ③ 空港法第 14 条に規定する協議会の設置をはかること。 6. 空港運営事業を進めるにあたって 空港運営事業を進めるにあたっては、事前に本協議会に対しその内容について情報提供を行うとともに、本協議会と十分協議すること。 7. 本空港の役割分担・あり方の見直し 関西 3 空港の役割分担・あり方の見直しを検討する際には、事前に本協議会に対しその内容について情報提供を行うとともに、本協議会と十分協議すること。 8. 「経営統合法の基本方針」の見直し 本空港の運営にあたり「経営統合法の基本方針」の見直しが必要となり、国に対しその旨の申し出を行う際には、事前に本協議会に対し情報提供を行うこと。 < 航空会社 > 1. 運航における安全・安心の確保及び発生源対策 運航における安全・安心の確保はもとより、環境基準の達成に向け、本空港の特性を踏まえた環境対策が必要である。 （1） 運航と整備における機材不具合・ヒューマンエラー等による事故・トラブルを未然に防止すること。 （2） 航空機からの落下物については、「落下物対策総合パッケージ」における対策を確実に実行すること。 （3） 航空機騒音の監視等を通じて適切に設定された飛行経路及び使用滑走路を遵守し、騒音軽減運航を行うこと。 （4） 機材は計画的に更新するとともに、本空港が市街地に近接していることに鑑み、新鋭低騒音機を積極的に導入すること。	③ ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した施設の整備を引き続き推進すること。 ④ 地域環境との調和を目指すエコエアポート、とりわけ「大阪国際空港脱炭素化推進計画」における目標達成に向けた取組を着実に実施すること。 （3）地域振興 ① 関西全体の発展をはかる観点から、地域経済の振興に寄与すること。 ② 空港と地域の調和ある発展を目指すため、各都市の個性・魅力をいかした「まちづくり」に寄与すること。 ③ 空港法第 14 条に規定する協議会の設置をはかること。 6. 空港運営事業を進めるにあたって 空港運営事業を進めるにあたっては、事前に本協議会に対しその内容について情報提供を行うとともに、本協議会と十分協議すること。 7. 本空港の役割分担・あり方の見直し 関西 3 空港の役割分担・あり方の見直しを検討する際には、事前に本協議会に対しその内容について情報提供を行うとともに、本協議会と十分協議すること。 8. 「経営統合法の基本方針」の見直し 本空港の運営にあたり「経営統合法の基本方針」の見直しが必要となり、国に対しその旨の申し出を行う際には、事前に本協議会に対し情報提供を行うこと。 < 航空会社 > 1. 運航における安全・安心の確保及び発生源対策 運航における安全・安心の確保はもとより、環境基準の達成に向け、本空港の特性を踏まえた環境対策が必要である。 （1） 運航と整備における機材不具合・ヒューマンエラー等による事故・トラブルを未然に防止すること。 （2） 航空機からの落下物については、「落下物対策総合パッケージ」における対策を確実に実行すること。 （3） 航空機騒音の監視等を通じて適切に設定された飛行経路及び使用滑走路を遵守し、騒音軽減運航を行うこと。 （4） 機材は計画的に更新するとともに、本空港が市街地に近接していることに鑑み、新鋭低騒音機を積極的に導入すること。

令和 7 年度運動方針（案）	令和 6 年度運動方針
（５） 運用時間の遵守を前提としつつ、遅延便の発生抑制対策については、^⑧<u>継続して取組を実施すること。</u> ２．空港機能の活用 利便性の高い都市型空港としての本空港の特性及び利用者ニーズを踏まえ、航空ネットワークの充実等をはかること。	（５） 運用時間の遵守を前提としつつ、遅延便の発生抑制対策については、<u>他空港における取組の効果も検証しながら、さらなる対策を講じること。</u> ２．空港機能の活用 利便性の高い都市型空港としての本空港の特性及び利用者ニーズを踏まえ、航空ネットワークの充実等をはかること。